

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
矢作川の減災に係る取組方針

【流域タイムライン(案)】

令和5年4月27日

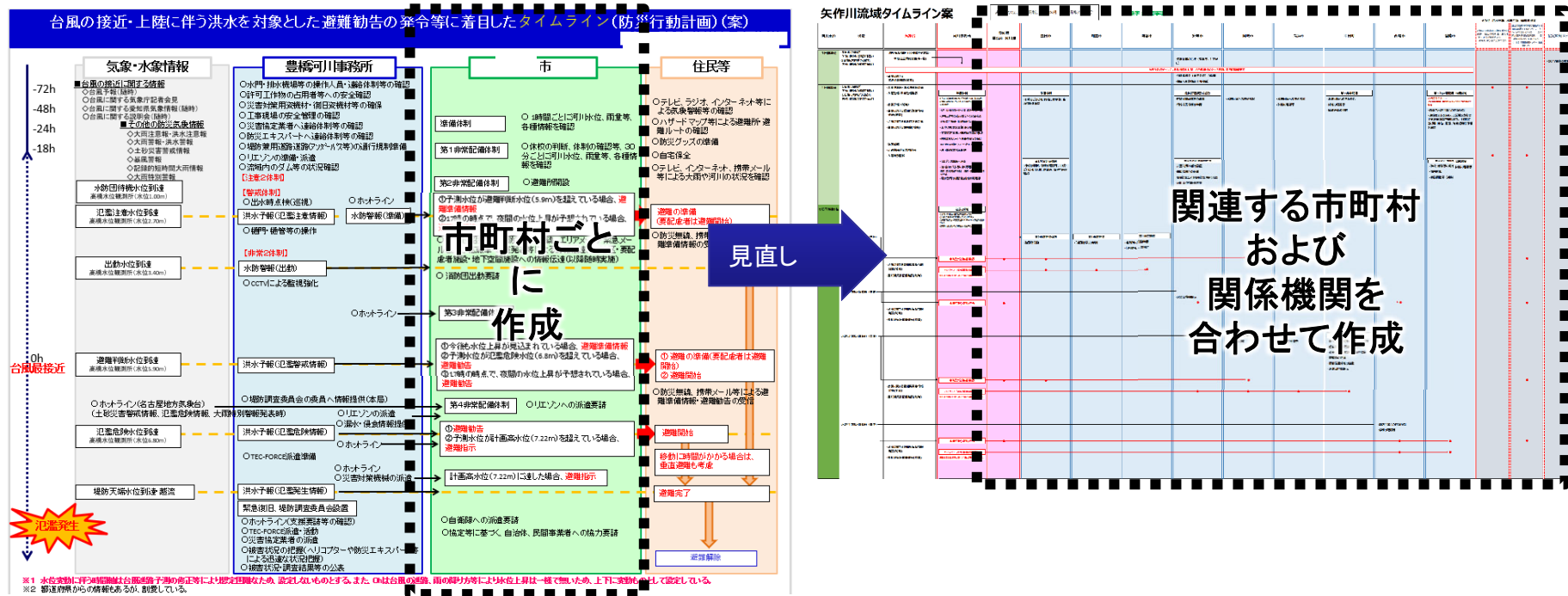
豊橋河川事務所

# 流域タイムラインの作成経緯

洪水、高潮等によって生じる被害を最小限にするためには、市町村長による避難情報の適切な発令をはじめ、関係機関が適時的確な防災行動を判断・実施する必要があります。

そのためには、河川の氾濫や高潮の発生を前提に、河川管理を担う河川事務所等と市町村等が連携して、災害時の状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、基本的な防災行動とその実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」の作成・活用が有効です。

令和3年10月には国土交通省防災業務計画が見直され、避難情報に着目したタイムラインを複数の市区町村を対象とした**流域タイムライン**に見直すこととなったため、豊橋河川事務所においても豊川・矢作川流域を対象に、流域タイムライン(案)を作成いたしました。



◆避難勧告の発令等に着目したタイムライン

◆流域タイムライン

※1 水位変動に伴う避難情報は台風発生後5等により想定したため、想定外のものとする。また、0hは台風到達、雨の降り始めにより水位上昇は一段で無いため、上下に連続して設定している。  
 ※2 避難勧告からの情報もあるが、割愛している。

# 流域タイムライン(案)の作成方針

## 【流域タイムラインの定義】

流域タイムラインは、河川事務所等がその管理する河川の流域を対象に、河川・気象情報をもとに発表する洪水予報など、自らの基本的な防災行動を時系列で確認するとともに、災害後の振り返りに用いることを目的とするものです。

## ◆記載対象機関

まずは直轄管理区間の情報・状況について、氾濫域内市町村(豊田市・刈谷市、知立市、安城市、岡崎市、高浜市、幸田町、西尾市、碧南市)、愛知県、名古屋地方気象台を対象とした流域タイムラインを作成する。

流域内の県管理区間の情報・状況や、公共交通機関(愛知環状鉄道株式会社)、その他水防災協議会構成機関(中部電力、陸上自衛隊豊川駐屯地、矢作ダム管理所)については、段階的に調整していくものとする。

洪水予報・水防警報の連絡先機関等は、行動内容についての詳細は記載しないが、伝達先として参考に記載する。

## ◆記載する行動内容

- 既往の「避難勧告着目型タイムライン」に記載の、直轄管理区間に関する行動内容を基本とし、以下の行動項目の追加、および運用上変更となった事項についての見直しをおこなう。  
ただし、知立市・刈谷市は、矢作川を対象とした「避難勧告着目型タイムライン」がないため、豊田市を参考に、体制は地域防災計画を参照した。
  - 数日前からのWEB会議ツールによる危機感の共有 ※台風接近の2~3日前、前日に開催予定
  - 当日の洪水予報※・水位到達情報、水防警報の発表・伝達
  - 氾濫のおそれ、氾濫発生・切迫に関する情報伝達(ホットライン)

※主な変更事項：大雨特別警戒が解除された場合の洪水予報(臨時)、氾濫危険水位到達予測(6時間前)時の「氾濫警戒情報」、氾濫する可能性のある水位到達予測(3時間前)時の「氾濫危険情報と緊急速報メール」
- 豊田市の明治用水頭首工上流地区を個別対応区域として記載する。
- 観測所ごとの水防警報・洪水予報の伝達先機関は、予警報システムでの伝達先とする。

# 流域タイムラインの作成・運用スケジュール

対象機関と調節の上、流域タイムライン(案)を作成しました。令和5年度の出水期より運用開始する予定です。

流域タイムラインについては、毎年、出水期前を基本として、関係機関に確認を行うとともに、洪水等の対応に関する演習・訓練等の際に活用することで、常に関係する職員が流域タイムラインの内容を把握できる環境におき、確認された課題については、その課題に関する関係者と認識共有をしつつ随時見直しをする予定です。

また、災害時に活用するとともに、災害後の振り返りや見直しを行うものとし、大規模氾濫減災サミットの場合も活用し、各タイムラインの主体毎の行動との整合及び認識共有を図っていきます。

## ◆流域タイムライン作成・運用スケジュール

